

後期高齢者医療制度がスタート

あなたのご質問にお答えします



4月から後期高齢者医療制度がスタートしました。しかし、制度に対する不満や保険証が届かないなどの運営面での不備などがテレビや新聞などに、連日取り上げられ、必ずしも順調なスタートを切ったとはいえない状況です。

八峰町では保険料の誤徴収などはありませんでしたが、4月25日までの間に160件もの苦情や問い合わせがありました。広報「はっほう」では4月号や3月号、平成18年12月号などで、制度の内容をお知らせしていましたが、今回は、問い合わせが多かったものについてお知らせします。

質問 国民健康保険の保険料と比べて高くなるのですか？

回答 平成19年度の八峰町の国民健康保険料と比較したところ、平均額については下回る結果となりました。また、後期高齢者単身世帯や後期高齢者夫婦二人世帯のケースを国民健康保険料と比較すると負担が少なくなるものと見込んでいます。

これまで保険料の負担がなかった社会保険などの被扶養者だった方にとっては、新たな負担となります。

質問 保険料はどのように決まるのですか？

回答 被保険者全員が等しく負担する「均等割額」と被保険者の所得に応じて負担する「所得割額」の合計になり、その人によって変わります。

保険料(年額) = 均等割額 + 所得割額

※100円未満切捨 38,426円 所得金額×7.12%

※保険料の上限は50万円です。

【例】年金収入(年額250万円)のみの方の場合
 公的年金等控除の120万円と、基礎控除の33万円を引いた額の97万円が所得金額となります。これに7.12%をかけて均等割額の38,426円をたした額10万7,400円(年額)が保険料となります。

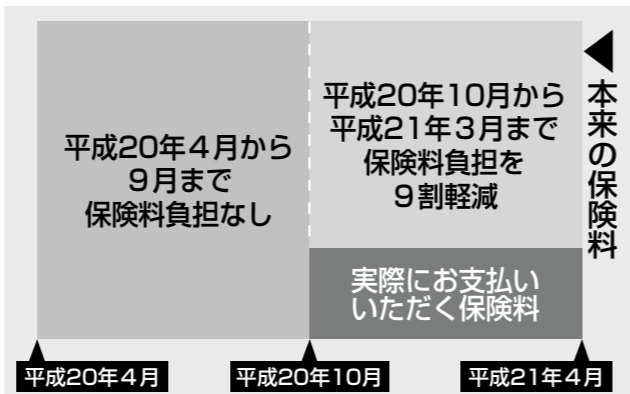
質問 保険料の軽減はないのですか？

回答 (1)所得の少ない方への軽減
 世帯(被保険者と世帯主)の所得に応じて、均等割額の7割、5割又は2割が軽減されます。

(2)社会保険などの被扶養者であった方への軽減
 制度加入の前日まで社会保険などの被扶養者として保険料を負担していなかった方については、制度加入から2年間に限り、均等割額が5割軽減され、所得割額については課されません。

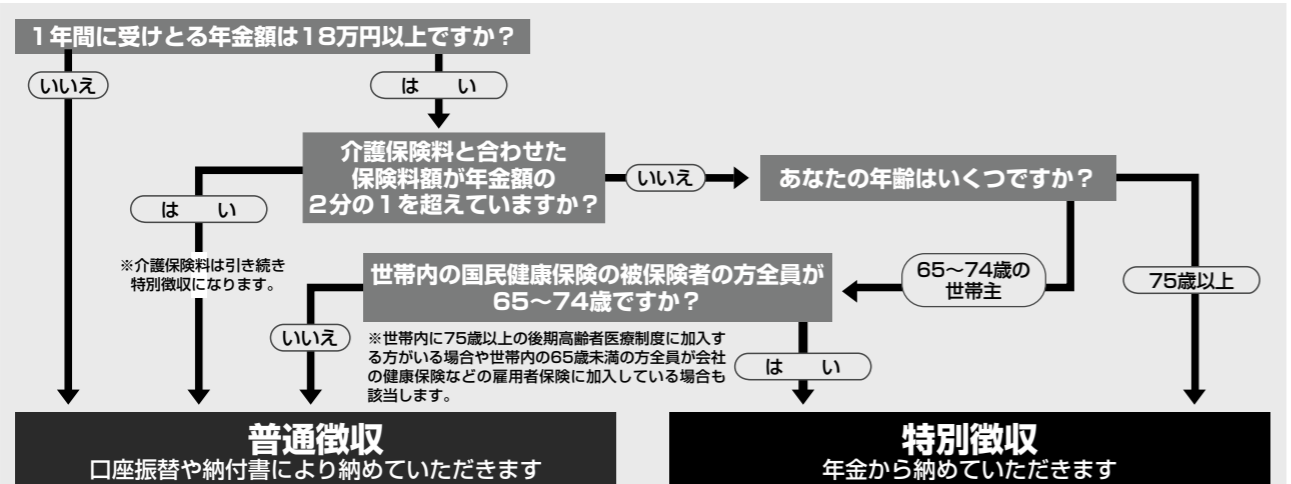
なお、平成20年度においては、特例として、平成20年4月から9月までの6ヶ月間は、保険料の負担はありません。また10月から平成21年3月までの6ヶ月間は均等割額が9割軽減されます。

※(1)・(2)の両方の基準に該当するときは、軽減割合の高い方の基準が適用されます。



質問 保険料の納め方は 年金から天引き？ 納付書で？

回答 保険料は原則年金から天引き(特別徴収)されますが、納付書や口座振替で納付(普通徴収)する方もいます。詳しくは下記のとおりです。



質問 医療機関の窓口で支払う自己負担の割合はどうなるのですか？

回答 医療機関の窓口での自己負担割合は、老人保健制度と同様、かかった医療費の1割を負担していただきます。ただし、一定上の所得や収入のある方(現役並みの所得者)は3割となります。

患者負担は、月ごとの上限があります。また、入院の場合、同じ医療機関の窓口で支払う負担額は、月ごとの上限までとなります。下記の表を超えた場合、高額療養費として支給されます。一度申請すると、次から自動的に振り込まれます。

	外来(個人単位)	外来+入院(世帯単位)
現役並み所得者	44,400円	80,100円+ (医療費-267,000円) ×1%※
一般	12,000円	44,400円
町民税非課税世帯	8,000円	24,600円
上記のうち、年金受給額80万円以下	8,000円	15,000円

※過去12か月以内に4回以上支給があった場合、4回目以降が、44,400円となります。

質問 後期高齢者医療制度はなぜつくられたのですか？

回答 超高齢社会を展望し、医療費が増大していくことが予想されます。そこで、医療保険制度を将来にわたって持続可能なものとし、医療を安心して受けられるように、後期高齢者[75歳(一定の障害があると認定された方は65歳)以上の方]を対象とする独立した医療制度として創設されました。

質問 保険証はどうなるのですか？

回答 後期高齢者医療制度の被保険者となった場合、「後期高齢者医療被保険者証」を新たに発行し、一人に1枚ずつお渡しします。

平成20年4月の制度施行時に被保険者となった方には既に、また、制度施行後75歳になって被保険者となる方には誕生日までに郵送します。

後期高齢者医療制度の被保険者となられたときは、「後期高齢者医療被保険者証」を医療機関の窓口で提示してください。